

# 入湯税 特別徴収の手引き

## 山 形 市

平成 27 年 2 月作成

令和 4 年 3 月改訂

令和 5 年 1 月改訂

令和 6 年 2 月改訂

問い合わせ・申告書提出先

〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25

山形市財政部市民税課 諸税係

電話 023-641-1212 (内線 303) F A X 023-624-8898

## 1 はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きを御覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについて御理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収に御協力いただきますようお願いいたします。

## 2 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生、鉱泉源の保護管理、消防などの施設の整備や観光施設の整備を含む観光の振興に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に負担していただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び山形市市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯客から徴収していただき、毎月山形市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

## 3 納税義務者

宿泊客・日帰り入浴客などの市内鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

鉱泉浴場とは、温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいい、また同法の温泉に類するもので、社会通念上鉱泉浴場と認められるものも課税の対象となります。

温泉を外部から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉施設の利用客も入湯税の課税対象となります。

## 4 課税免除（課税されない者）

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の者

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

- ・ 共同浴場とは、社宅や独身寮など日常生活の中で利用される浴場を指します。
- ・ 一般公衆浴場とは、公衆浴場法第2条第1項による営業許可を受けた公衆浴場のうち、利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以下であるいわゆる銭湯程度のものを指します。
- ・ 介護施設、障がい者支援施設及び医療施設等にある鉱泉浴場は、入所者、入居者、通所者及び受療者等が公衆衛生上の観点から日常的に利用する場合「共同浴場及び一般公衆浴場」として取り扱います。

## 利用料金の考え方

利用料金とは、入館料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場で入湯するために必ず支払う必要がある料金を合計したものをいいます。

入湯料金が区分・明示され、その入湯料金のみで入湯が可能な場合は、その入湯料金が利用料金となりますが、支払うべき料金に入湯料金以外の料金が含まれる場合（セット料金が設定されている場合など）は、支払うべき料金の総額が利用料金となります。

これらのことを考慮し、利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以下の場合には一般公衆浴場の利用とみなし、奢侈性の低い利用として課税免除となります。

### ●想定される利用料金のケースと課税・免除の判定

No.	利用料金のケース	課税・免除の判定
1	日帰り入湯のみの料金が1,000円を超える場合	課税
2	日帰り入湯料金と入館料、料理代、又は部屋代等がセットで1,000円を超える場合	課税
3	日帰り入湯のみの料金が1,000円以下で、入湯料金とは別料金にて、料理代、又は部屋代等を支払う場合	免除
4	宴会・法要等のプラン（料理代、部屋代、日帰り入湯料金を含む。）が1,000円を超える場合。	課税

- (3) 山形市総合福祉センター、山形市老人福祉センター漆山やすらぎ荘、同大曾根さわやか荘、同黒沢いこい荘及び老人福祉センター鈴川ことぶき荘において入湯する者
- (4) 学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が、教育活動の一環として実施する行事並びに修学旅行に参加する生徒及び引率者で、所属学校長の発行する証明書を有して入湯するもの
- (5) 山形県総合体育大会、東北総合体育大会及び国民スポーツ大会並びに小学生、中学生、高校生及び大学生等の全県規模以上の体育大会に参加する選手、監督、役員、報道員、視察員その他の大会関係者（当該体育大会の事務局を経由した者に限る。）で、市長が別に定める期間に入湯するもの
- (6) 自然災害等の被災者のうち市長が認める者で、市長が別に定める期間に入湯するもの

## 5 税率

- (1) 宿泊した入湯客1人1泊について 150円
- (2) 日帰りの入湯客1人について 75円
- (3) 宿泊した自炊入湯客1人1泊について 75円
- (4) 宿泊した20人以上の団体の入湯客1人1泊について 75円

## 6 徴収の方法

徴収については、特別徴収の方法となります。

特別徴収とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、山形市に納入していただく方法です。

## 7 特別徴収義務者

温泉宿泊施設・日帰り入浴施設など鉱泉浴場の経営者となります。

## 8 特別徴収の手続き

### (1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日（土日祝日の場合は、これらの日の翌日）までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した入湯税納入申告書を市民税課に提出してください。

申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印に表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限までに申告書を提出されなかった場合には、不申告加算金が課される場合がありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

**※休館等により、徴収税額が0円の場合も提出してください。**

### (2) 納付(入)兼領収書済通知書による納入

毎月15日（土日祝日の場合は、翌営業日）までに、納入申告書に記載した徴収税額を納付(入)兼領収書済通知書にて山形市指定金融機関で納入してください。

#### 【山形市指定金融機関】

山形銀行・きらやか銀行・荘内銀行・山形信用金庫・東北労働金庫・山形市農業協同組合・山形農業協同組合・米沢信用金庫・七十七銀行山形支店

※納入申告書、納付(入)兼領収書済通知書の用紙が必要な場合は市民税課まで御連絡ください。納入申告書は、山形市公式ホームページからもダウンロードが可能です。

## 9 延滞金・加算金

### (1) 延滞金

法定納期限内に納入されない場合は、延滞金が課されます。（地方税法第701条の11、本法附則第3条の2）

### (2) 加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。（地方税法第701条の12第1項・第2項・第4項、第701条の13）

## 1 0 特別徴収義務者の経営申告

鉱泉浴場を経営しようとする場合や、経営事項に異動（変更・廃止）があった場合には、その旨を記載した経営申告書を市民税課に提出してください。

事由	必要な申告書	備考
経営を開始する場合	経営申告書(開設)	温泉法の許可証及び施設の概要がわかる書類を添付し、経営開始日の前日まで提出。
変更があった場合	経営申告書(変更)	異動（変更・廃止）後、速やかに提出。
経営をやめる場合	経営申告書(廃止)	

※その他添付資料をお願いすることがありますので、事前にお問い合わせください。

※経営申告書の用紙が必要な場合は市民税課まで御連絡ください。山形市公式ホームページからもダウンロードが可能です。

## 1 1 帳簿記帳義務

特別徴収義務者は、入湯客数、税額を帳簿に記帳し、その帳簿を記載した日から1年間保存しなければなりません。可能な限り5年間保存してください。

## 1 2 実地調査

適正かつ公正な税負担を図る観点から、必要に応じて、実地調査を行わせていただきますので、御協力をお願いします。（地方税法第701条の5第1項）

調査の際には、帳簿等関係資料の提示をお願いします。

## 1 3 入湯税の使途

山形市における入湯税の使途は、観光施設の整備等、該当事業へ充当しています。山形市公式ホームページで情報を公開しておりますので、入湯客の方々への御周知に御協力をお願いいたします。

また、入湯客数に関しましては、統計情報として観光部門へ提供し、各種観光施策へ活用しておりますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

## 1 4 各種申告書の記入例

各種申告書への押印は不要です。

### 【8-(1) 入湯税納入申告書の記入例】

		法人番号 No.	
<b>入 湯 税 納 入 申 告 書</b>			
		令和 5 年 1 2 月 1 5 日	
(宛先) 山形市長		特別徴収義務者氏名 株式会社 ○△□ 代表 山形 太郎	
		<small>※必ず記入してください。 法人の場合、法人名称と 代表者氏名を記入。個人の場合 は氏名のみ記入。</small>	
山形市市税条例第122条第3項の規定により下記の通り入湯税の納入について申告します。			
営業の種類	旅館業	称	号 ○△□旅館※鉱泉浴場の名称を記入
営業所々在り	山形市○○○○-△-□ ※鉱泉浴場の所在地を記入	住(居)所 (所在地)	山形市○○○○-△-□
		氏 名 (名称)	株式会社 ○△□ ※法人の場合は 法人名称を記入
課 税 標 準	宿泊 158 人 日帰・団体 410 人	税 額	54,450 円

令和 5 年 1 1 月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書									
日	課 税 標 準			税 額(円)	日	課 税 標 準			税 額(円)
	宿泊(人)	自炊及び 日帰り(人)	団体(人)			宿泊(人)	自炊及び 日帰り(人)	団体(人)	
1	2		20	1,800	17	6			900
2	3	2	40	3,600	18	10		22	3,150
3	4			600	19	5	20	20	3,750
4		3		225	20	3	24	22	3,900
5	6		20	2,400	21	9	25		3,225
6		5		375	22	10			1,500
7		6		450	23				0
8		4		300	24	2	24		2,100
9	10			1,500	25	15			2,250
10	20			3,000	26	16		21	3,975
11	2		22	1,950	27			21	1,575
12	3		26	2,400	28			21	1,575
13	4		20	2,100	29	3			450
14				0	30	5		22	2,400
15	5			750	31	9			1,350
16	6			900	計	158	113	297	54,450

※ 申告書は、毎月分の入湯税について、翌月15日までに提出しなければなりません。

【10 経営申告書（経営を開始する場合）の記入例】

## 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書

令和〇年 ×月 △日

(宛先) 山形市長

申告者（特別徴収義務者）

法人番号又は個人番号 1234567890123

所在地

(個人の場合は住所) 山形市〇〇町△-□

法人名称 株式会社●●●●

(個人の場合は氏名) 代表取締役 山形 太郎

電話番号 023-6\*\*-0000

鉱泉浴場の開設・変更・廃止 をしますので、山形市市税条例第124条の規定により、下記のとおり申告します。

記

鉱泉浴場の名称	〇△□旅館
鉱泉浴場の所在地	山形市〇〇〇〇-△-□
事実発生年月日	令和〇年〇月〇日
【開設の場合】 温泉法第15条 許可年月日	令和×年×月×日
備考	

【10 経営申告書（経営事項を変更する場合）の記入例】

## 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書

令和〇年 ×月 △日

（宛先）山形市長

申告者（特別徴収義務者）

法人番号又は個人番号 1234567890123

所在地  
(個人の場合は住所) 山形市〇〇町△-□

法人名称 株式会社●●●●  
(個人の場合は氏名) 代表取締役 山形 太郎

電話番号 023-6\*\*-0000

鉱泉浴場の 開設 **変更** 廃止 をしますので、山形市市税条例第124条の規定により、下記のとおり申告します。

記

鉱泉浴場の名称	〇△□旅館
鉱泉浴場の所在地	山形市〇〇〇〇-△-□
事実発生年月日	令和〇年〇月〇日 <b>※変更となった日を記入</b>
【開設の場合】 温泉法第15条 許可年月日	—
備考	<b>※施設の名義や代表者、経営者等に変更が生じた場合は、備考欄に変更前の情報を記入してください。休業の場合は、休業期間・事由を記入。</b> 例) 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日まで改修工事により、利用を停止するため。

【10 経営申告書（廃止する場合）の記入例】

## 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書

令和〇年 ×月 △日

(宛先) 山形市長

申告者（特別徴収義務者）

法人番号又は個人番号 1234567890123

所在地

(個人の場合は住所) 山形市〇〇町△-□

法人名称 株式会社●●●●

(個人の場合は氏名) 代表取締役 山形 太郎

電話番号 023-6\*\*-0000

鉱泉浴場の 開設・変更・**廃止** をしますので、山形市市税条例第124条の規定により、下記のとおり申告します。

記

鉱泉浴場の名称	〇△□旅館
鉱泉浴場の所在地	山形市〇〇〇〇-△-□
事実発生年月日	令和〇年〇月〇日 <b>※廃止日を記入</b>
【開設の場合】 温泉法第15条 許可年月日	—
備考	<b>※廃止事由を記入してください。</b> 例) 〇年〇月〇日を以て、旅館業を廃止したため。

## 15 参考資料（法令関係）

### ○山形市市税条例（昭和40年10月1日条例第37号）（抄）

#### 第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

**第118条** 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

**第119条** 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
  - (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
  - (3) 山形市総合福祉センター、山形市老人福祉センター漆山やすらぎ荘、同大曾根さわやか荘、同黒沢いこい荘及び老人福祉センター鈴川ことぶき荘において入湯する者
  - (4) 学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が、教育活動の一環として実施する行事並びに修学旅行に参加する生徒及び引率者で、所属学校長の発行する証明書を有し入湯するもの
  - (5) 山形県総合体育大会、東北総合体育大会及び国民スポーツ大会並びに小学生、中学生、高校生及び大学生等の全県規模以上の体育大会に参加する選手、監督、役員、報道員、視察員その他の大会関係者（当該体育大会の事務局を経由した者に限る。）で、市長が別に定める期間に入湯するもの
  - (6) 自然災害等の被災者のうち市長が認める者で、市長が別に定める期間に入湯するもの
- （入湯税の税率）

**第120条** 入湯税の税率は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 宿泊した入湯客1人1泊について 150円
- (2) 日帰りの入湯客1人について 75円
- (3) 宿泊した自炊入湯客1人1泊について 75円
- (4) 宿泊した20人以上の団体の入湯客1人1泊について 75円

（入湯税の徴収の方法）

**第121条** 入湯税は、特別徴収の方法によつて徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続き）

**第122条** 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続き）

**第123条** 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期間までに納入書によつて納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

**第124条** 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動を生じた場合においても、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 経営開始の年月日
- (4) 前各号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項  
(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

**第125条** 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。  
(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載等の義務違反に関する罪)

**第126条** 前条第1項の規定によつて帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

## ○ 地方税法(昭和25年7月31日号外法律第226号)(抄)

### 第四節 入湯税

(入湯税)

**第七百一条** 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

**第七百一条の二** 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

**第七百一条の三** 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

**第七百一条の四** 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

**第七百一条の五** 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、

磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

**第七百一条の六** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

**第七百一条の七** 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

**第七百一条の八** 削除〔昭和三八年四月法律八〇号〕

(入湯税に係る更正及び決定)

**第七百一条の九** 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

- 4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

**第七百一条の十** 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

**第七百一条の十一** 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

**第七百一条の十二** 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

- 二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
- 三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第二項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。)において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(入湯税に係る納入金の重加算金)

- 第七百一条の十三** 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、

市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第五項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

**第七百一条の十四** 削除〔昭和三十七年九月法律一六一号〕

**第七百一条の十五** 削除〔昭和三十八年四月法律八〇号〕

(入湯税に係る督促)

**第七百一条の十六** 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。  
(入湯税に係る督促手数料)

**第七百一条の十七** 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

**第七百一条の十八** 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
- 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこ

これらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

**第七百一条の十九** 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

**第七百一条の二十** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

**第七百一条の二十一** 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで** 削除〔令和二年三月法律五号〕